

# 一般社団法人このはホーム 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人このはホームと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の自治体や各専門機関と連携し、社会的養育における支援を必要とする児童とその保護者に対する援助を行うと共に、地域に向けて現存する社会資源や先駆的な取り組みについて周知と啓発の機会を設けることで、児童を取り巻く環境の向上に広く寄与する。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 保育、養育が必要な児童に対する短期の代替養育に係る事業
- (2) 児童とその保護者に対して専門的かつ包括的な支援に係る事業
- (3) 里親に係る啓発、相談、レスパイトケアに係る事業
- (4) 施設等を退所した児童に対する自立支援に係る事業
- (5) 学生、地域住民に向けたボランティア受け入れ事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申し込み、理事長の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務も免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事の選任及び解任

- (4) 理事の報酬の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上5名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(選任等)

第18条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

(代表理事の職務権限)

第19条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 解散及び清算

(解散)

第23条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第24条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第26条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 松山 直樹

設立時理事 大西 優作

設立時理事 武居 岳

設立時代表理事 松山 直樹

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第27条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県明石市王子2丁目18番20号

松山 直樹

兵庫県明石市王子2丁目18番20号

松山 美鈴

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人このはホーム設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 3年 12月 15日

設立時社員 松山 直樹

設立時社員 松山 美鈴